

広島県告示第四百四十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年四月三十日

広島県知事 藤田雄山

一 区域
府中市

二 対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

所	実施期日		実施期日	器物受付時間	実施場所
	実施期日	実施場所			
平成二十二年六月八日 平成二十三年三月三一日	当該計量器の所在場所		平成二十二年六月一〇日	午前九時～午後四時	府中市生涯学習センター
平成二十二年六月一二日	午前九時～午後〇時		平成二十二年六月一一日	午前九時～午後四時	府中市北公民館
平成二十二年六月一二日	午前九時～午後〇時	府中市文化センター	平成二十二年六月一〇日	午後一時～午前一一時	府中市上下支所
			平成二十二年六月九日	午後一時～午後四時	府中市北公民館

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会